

日常生活用具費支給基準表（障害者(児)用）

別表第1

種 目	障害	性 能	基準額(円)	耐用 年数 (年)
介護・訓練支援用具				
特殊寝台 (訓練用ベッドを含む。)	下肢又は体幹機能障害2級以上	腕、脚等の訓練のできる器具を付帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの。	154,000	8
特殊マット	1. 下肢又は体幹機能障害2級以上 2. 療育手帳A判定(IQ35以下)	褥瘡の防止又は失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能を有するもの。	19,600	5
エアーマット	体幹機能障害1級 その他意見書により、同程度の身体障害による寝たきりであって、必要と認められるもの。	褥瘡の防止のためのものであって、エアーマットと送風装置からなるもの。	80,000	5
特殊尿器	下肢又は体幹機能障害1級	尿が自動的に吸引されるもので、容易に使用し得るもの。	67,000	5
入浴担架	下肢又は体幹機能障害2級以上	障害者等を担架に乗せたままリフト装置により入浴させるもの。	82,400	5
体位変換器	下肢又は体幹機能障害2級以上	介助者が障害者等の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの。	15,000	5
移動用リフト	下肢又は体幹機能障害2級以上	介助者が障害者等を移動させるにあたって、容易に使用し得るもの。ただし、天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く。	159,000	4
訓練いす	下肢又は体幹機能障害2級以上 (満年齢18歳未満のもの。)	原則として、付属テーブルをつけるものとする。	33,100	5
自立生活支援用具				
入浴補助用具	下肢又は体幹機能障害2級以上	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、容易に使用し得るもの。ただし、設置にあたり住宅改修を伴うものを除く。	90,000	8
便器	下肢又は体幹機能障害2級以上	手すりをつけることができ、容易に使用し得るもの。ただし、取替えにあたり住宅改修を伴うものを除く。	4,450	8

日常生活用具費支給基準表（障害者(児)用）

別表第1

種 目		障 害	性 能	基準額(円)	耐用年数(年)
	手すり	下肢又は体幹機能障害2級以上	便器に据え付けることができるもの。	5,400	8
	歩行補助つえ (T字状・棒状のつえ)	下肢、体幹、平衡又は移動機能障害	手に持って歩行を助けとする細い棒。 片側の使用のみで歩行を十分行なうことができるもの。	3,000	3
	移動・移乗支援用具	下肢又は体幹機能障害2級以上若しくは平衡機能障害3級	おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ等であること。 ア 障害児・者の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの。 イ 転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具とする。 ただし、設置にあたり住宅改修を伴うものを除く。	60,000	8
	頭部保護帽	1. 下肢又は体幹機能障害 2. 療育手帳A判定(IQ35以下) (てんかん発作等により頻繁に転倒するもの)	転倒の衝撃から頭部を保護できるもの。	29,400	3
	特殊便器	1. 上肢機能障害2級以上 2. 療育手帳A判定(IQ35以下) (訓練を行っても排泄後の処理が困難なもの)	温水温風を出し得るもので容易に使用し得るもの。ただし、取替えにあたり住宅改修を伴うものを除く。	151,200	8
	火災警報器	1. 身体障害者手帳等級2級以上 2. 療育手帳A判定(IQ35以下) 3. 精神障害 火災発生の感知及び避難が著しく困難であること。	室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発し屋外にも警報ブザーで知らせ得るもの。	15,500	8
	自動消火器	1. 身体障害者手帳等級2級以上 2. 療育手帳A判定(IQ35以下) 3. 精神障害 火災発生の感知及び避難が著しく困難であること。	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し、初期火災を消火し得るもの。	28,700	8
	電磁調理器	1. 視覚障害2級以上 2. 療育手帳A判定(IQ35以下)	容易に使用し得るもの。	41,000	6
	歩行時間延長信号機用 小型送信機	視覚障害2級以上	容易に使用し得るもの。	7,000	10
	聴覚障害者用屋内信号装置	聴覚障害2級	音、声音等を視覚、触覚等により知覚できるもの。	87,400	10

日常生活用具費支給基準表（障害者(児)用）

別表第1

種 目	障 害	性 能	基準額(円)	耐用年数(年)
在宅療養等支援用具				
透析液加温器	じん機能障害3級以上	透析液を加温し、一定温度に保つもの。	51,500	5
ネブライザー(吸入器)	呼吸器機能障害3級以上又は音声機能障害3級 その他意見書により同程度の身体障害であって、必要と認められるもの。	容易に使用し得るもの。	36,000	5
電気式たん吸引器	呼吸器機能障害3級以上、音声機能障害3級又は嚥下障害 その他意見書により同程度の身体障害であって、必要と認められるもの	容易に使用し得るもの。	56,400	5
酸素ボンベ運搬車	呼吸器機能障害3級以上 (医療保険における在宅酸素療法を行うもの)	容易に使用し得るもの。	17,000	10
盲人用体温計(音声式)	視覚障害2級以上	容易に使用し得るもの。	9,000	5
盲人用体重計	視覚障害2級以上	容易に使用し得るもの。	18,000	5
動脈血酸素飽和度測定装置	呼吸器機能障害3級以上	容易に使用でき、動脈血に含まれている酸素の割合及び脈拍を測定できるもの。	72,000	6
自家発電機等	意見書により、在宅で人工呼吸器の使用(夜間のみも可)、又は電気式たん吸引器もしくはネブライザーの常時使用が認められるもの(電気式たん吸引器、ネブライザー使用者については、本市の日常生活用具制度での支給要件に該当する者に限る)	①自家発電機②ポータブル電源③蓄電池いずれも人工呼吸器等を正常に作動させる動力源となるもの。 ④外部バッテリー、アクセサリソケットから電気を供給するケーブル(ただし、誓約書(様式2-4)により医療保険が適用されない場合で、医療保険と同等品に限る) ※各機器の併給不可。但し、令和7年3月以前に自家発電機の支給を受けた場合は、例外として「ポータブル電源、蓄電池」の支給を認めるものとする。	100,000	①10 ②5 ③5 ④10
携帯用会話補助装置	音声機能障害、言語機能障害又は肢体不自由(発声・発語に著しい障害を有する者)	携帯式で、ことばを音声又は文章に変換する機能を有し、容易に使用し得るもの。	98,800	5
情報・通信支援用具	視覚障害又は上肢機能障害2級以上 その他意見書により同程度の身体障害であって、必要と認められるもの	障害者向けのパーソナルコンピュータ周辺機器及びアプリケーション	100,000	4
点字ディスプレイ	視覚障害2級以上で、必要と認められるもの。	文字等のコンピュータの画面情報を点字等により示すことのできるもの。	383,500	6
点字器	視覚障害	容易に使用し得るもの。	10,400	5
点字タイプライター	視覚障害2級以上 (本人が就労もしくは就学しているか又は就労が見込まれるものに限る。)	容易に使用し得るもの。	63,100	5

日常生活用具費支給基準表（障害者(児)用）

別表第1

種 目		障 害	性 能	基準額(円)	耐用年数(年)
	視覚障害者用ポータブルレコーダー	視覚障害2級以上	音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、DAISY方式による録音又は当該方式により記録された図書の再生が可能な製品であって、容易に使用し得るもの。	85,000	6
	視覚障害者用活字文書読上げ装置	視覚障害2級以上	文字情報と同一紙面上に記載された当該文字情報を暗号化した情報を読み取り、音声信号に変換して出力する機能を有するもので、容易に使用し得るもの。	99,800	6
	視覚障害者用読書器(暗所視支援眼鏡を含む。)	視覚障害	視覚に障害を有する者の読書等を容易にする製品であって、文字等を撮像し、モニター画面に拡大又は明るくして映し出すための映像信号に変換して出力する機能を有するもの又は撮像した活字を文字として認識し、音声信号に変換して出力する機能を有するもの。	198,000	8
	音声ICタグレコーダー	視覚障害2級以上	容易に使用し得るもの。	60,000	6
	盲人用時計	視覚障害2級以上	容易に使用し得るもの。	13,300	10
	聴覚障害者用通信装置	聴覚障害2級、音声又は言語機能障害3級	一般の電話に接続することができ、音声の代わりに、文字等により通信が可能な機器であり、容易に使用できるもの。	40,000	5
	聴覚障害者用情報受信装置	聴覚障害2級 (本装置によりテレビの視聴が可能になるもの。)	字幕及び手話通訳付きの聴覚障害者用番組並びにテレビ番組に字幕及び手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、かつ、災害時の聴覚障害者向け緊急信号を受信するもので、容易に使用し得るもの。	88,900	6
	人工内耳用音声信号処理装置	聴覚障害(人工内耳装用者)	容易に使用し得るもの(ただし、誓約書(様式2-2)により民間保険及び医療保険が適用されない場合の買い換えに限る)。	200,000	5
	人工喉頭	喉頭摘出した音声機能障害3級	笛式又は電動式であり、容易に使用し得るもの。	笛式 5,000	4
				電動式 70,100	5
	点字図書	視覚障害2級以上 (主に、情報の入手を点字によっているもの。)	点字により作成された図書。	必要と認めた額	—
	盲人用テーブルレコーダー	視覚障害2級以上	容易に使用し得るもの。	23,000	5

日常生活用具費支給基準表（障害者(児)用）

別表第1

種 目	障 害	性 能	基準額(円)	耐用年数(年)
排泄管理支援用具				
ストーマ装具 (消化器系)	ストーマを造設した直腸機能障害	容易に使用し得るもの。 限度額の範囲内で別紙に定める付属品を給付できる。	9,200	—
ストーマ装具 (尿路系)	ストーマを造設した膀胱機能障害	容易に使用し得るもの。 限度額の範囲内で別紙に定める付属品を給付できる。	12,000	—
紙おむつ等	次のいずれかに該当するもの。 (ただし、洗腸装具を除き初めて申請するときは意見書が必要) 1. ストーマの著しい変形、ストーマ周辺の著しい皮膚のびらん又はストーマの不適切な造設箇所のため、ストーマ装具を装着できないもの 2. 二分脊椎等先天性疾患(先天性鎖肛を除く)に起因する神経障害による高度の排便機能障害又は高度の排尿機能障害 3. 先天性鎖肛に対する肛門形成術に起因する高度の排便機能障害 4. 排便又は排尿の意思表示が困難な状態で以下のすべてを満たしているもの (1) 身体障害に係る原因となった疾病又は外傷の発生時期が18歳以下であったもの (2) 言語に限らずあらゆる方法によっても、排尿もしくは排便の意思表示ができないもの ア. 自力でトイレに行けないこと イ. 自力で便座(排便補助具の使用)に座ることができないこと ウ. 介助による定時排泄ができないこと (3) 障害児の年齢が3歳以上であること	洗腸装具	17,200	6ヵ月
		・紙おむつ (テープ留めタイプ、パンツタイプ、シートタイプ、パッドタイプ) ・脱脂綿、サラシ、ガーゼ、おしりふき	12,000	—
収尿器	次のいずれかに該当するもの。 (ただし、初めて申請するときは意見書が必要) 1. 下肢又は体幹機能障害の障害認定を受け、排尿機能障害(特に失禁)のあるもの。 2. ぼうこう機能障害の障害認定を受け、排尿機能障害(特に失禁)があり、ストーマを造設していないもの。	容易に使用し得るもの。	8,500	—

(注)

- 乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害の場合は、表中の四肢・下肢又は体幹機能障害に準じ取扱うものとする。
- 聴覚障害者用屋内信号装置にはサウンドマスター、聴覚障害者用目覚時計、聴覚障害者用屋内信号灯を含む。
- 聴覚障害者用情報受信装置については、申請者が文字放送を受信するためのチューナー機能のみを有するものの支給を希望するときは、従来の「文字放送デコーダー」に相当する用具を支給することができるものとする。
- 人工内耳用音声信号処理装置は2ヵ所(両耳装用)まで支給することができるものとする。
- ストーマ装具及び紙おむつ等において、そのストーマの数や位置により複数の給付が必要であることを意見書等で証明できる場合であって、かつ所長が適当と認めるときは、複数給付を可とする。